ASBJ

第 514 回企業会計基準委員会	資料番号	審議事項(3)-9
	日付	2023 年 11 月 14 日

プロジェクト	**リース**
項目	**第 136 回リース会計専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料では、第 136 回リース会計専門委員会（2023 年 10 月 31 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

リースの定義及びリースの識別（リースの識別の判断）

（リースを含む契約（いわゆる実質的なリース））

2. 本公開草案におけるリースの定義について、会計上のリースが民法上の賃貸借と同一であるという誤解が生じると税法等へ影響を与える可能性があり懸念がある。両者が必ずしも同一ではないことを明確にするため、本適用指針案に説明を追加する必要があると考える。

3. 前項の意見に対して、民法上の賃貸借との関係を明確にすることは難しいと考えられるため、本公開草案におけるリースの定義は IFRS 第 16 号のリースの定義と整合させるように定めているとの説明で対応することが考えられる。

（会計基準等の明確化）

<u>IFRS 第 16 号の定めや設例を取り入れていない点が会計処理へ及ぼす影響の具体的な説明</u>

4. 事務局提案では具体的な説明を求めるコメント提供者への対応が不十分であると考える。本適用指針案では取り入れなかった IFRS 第 16 号の設例を追加して取り入れる必要があるのではないか。

<u>サプライヤーが資産を代替する実質的な権利を容易に判定できない場合のガイダンスの追加</u>

5. ガイダンスを追加しない事務局の提案に同意する。ただし、IFRS 第 16 号におけるガイダンスの趣旨は経済的便益を享受できるかの判断が難しいという点であると理解しているため、コメント対応表への記載についてはこの点も踏まえて検討すべきである。

リースの定義及びリースの識別（リースを構成する部分とリースを構成しない部分の区分）

6. 本会計基準案等の提案のとおり、「リースを構成する部分とリースを構成しない部分を独立価格による配分する方法のみとする案」（以下「案 1」という。）に賛成する。「維持管理費用相当額が明らかであるか、又は、維持管理費用相当額を合理的に見積ることが可能である場合に限り、維持管理費用相当額を借手のリース料から控除する代替的な会計処理の選択適用を認める案」（以下「案 2」という。）については、合理的な見積りの判断において監査上の対応が困難となる場合も考えられることから、仮に代替的な会計処理の選択適用を認めるのであれば、契約上において維持管理費用が明記されているか、もしくは維持管理費用が実費精算される場合に限定する必要があると考える。

7. 案 2 に賛成する。現行の企業会計基準第 13 号等のもとでは、維持管理費用相当額がリース料に占める割合に重要性が乏しい場合を除き、維持管理費用相当額をリース料総額から控除することとなっている。維持管理費用相当額に重要性がある場合には、これを算定できないと会計処理ができないため、貸手は維持管理費用相当額を把握していると考えられる。このため、借手が維持管理費用相当額を算定できないことは維持管理費用の控除を認めない理由には当たらないと考えられることから、選択適用を認めても問題はないと考える。

8. 案 2 に賛成する。以下のことを考慮すると、維持管理費用相当額が明らかであるか又は合理的に見積ることが可能である場合に限り代替的な会計処理を認めても良いと考える。

   (1) 貸手が維持管理費用相当額を借手に開示しているか否かは業界によって異なると考えられ、例えば不動産の一部をリースする場合における固定資産税のように借手への情報の開示が困難となる場合は想定されるため、すべてのリースについて維持管理費用相当額を控除する処理を要求することは困難であると考えられる。

   (2) 維持管理費用相当額はリースの対価ではないとの考え方もある。

   (3) 代替的な会計処理を認めても、財務諸表の国際的な比較可能性を損なうほどの重要な影響はないと考えられる。

9. 現行の企業会計基準第 13 号等のもとでのファイナンス・リースでは、借手はリース物件を購入した場合を想定し維持管理費用を算定することが可能であると考えられるが、オペレーティング・リースについては維持管理費用を算定することは困難であると考えられる。本会計基準案等では、借手はファイナンス・リースとオペレーティング・リースを区分しないことから、これまで通りすべてのリースに対して維持管理費用相当額を控除することを要請することが難しいという背景を説明することが考えられる。

10. IFRS 第 16 号において借手に財又はサービスを移転しない活動及びコストについて借手が支払う金額を契約の対価の一部とみなして配分するとした根拠について、本会計基準案等の結論の背景に追加して記載することが考えられる。

11. リースを構成する部分とリースを構成しない部分の独立価格と維持管理費用相当額の関係性について、周知が十分にされておらず実務が混乱する懸念があるため、説明を追加すべきと考える。

コメント対応表（質問 5）

（コメント 5-2）

12. 事務局提案に同意する。修文により IFRS 任意適用企業以外についても事実と状況に即した柔軟な会計処理が可能になると考える。

（コメント 5-5）

13. 事務局提案に同意する。

（コメント 5-7）

14. コメント提供者の要望は典型的な取引についての比率を開示することであり、企業におけるリースの大部分を集計することを意図していないことから適用上のコストが著しく増加するとは考えられないため、その点を踏まえた対応を記載すべきである。

15. 関連するリースを構成しない部分についてどの程度リースに含めているかについては、情報を開示してほしいというニーズはあると考えられる。

（コメント 5-16）

16. 使用期間のうち一部でも定義を満たさない状態がある場合について、契約全体がリースではないとの誤解が生じることを防ぐため、使用期間のうち一部について定義を満たす場合はその該当部分についてリースを含むこととなる IFRS 第 16 号 B10 項の内容をコメント対応表に追加して記載することが考えられる。

（コメント 5-17）

17. 事務局案の修文に替えて、「顧客が」のあとに読点「、」を追加することで対応することも考えられる。

（コメント 5-20）

18. 「サプライヤー」の用語について修正する必要はないと考える。

19. 「サプライヤー」の用語については本適用指針案 BC8 項に説明があり、現状の「サプライヤー」という表現が分かり易いと考える。

20. 「サプライヤー」の用語について、潜在的な貸手を示唆するための用語として必要であり、また、IFRS 第 16 号との整合性の観点から、別の用語に修正する必要はないと考える。

21. 「サプライヤー」の用語について、貸手側からみれば「サプライヤー」は通常メーカー等に対して使う表現であることから違和感がある。本適用指針案の結論の背景で説明がされているため現状の表現でも問題はないと考えるが、IFRS 第 16 号の翻訳に併せて「供給者」とすることも考えられる。

（コメント 5-28）

22. 「顧客」の用語について修正する必要はないと考える。

23. 「顧客」の用語について、潜在的な借手を示唆するための用語として必要であり、また、IFRS 第 16 号との整合性の観点から、別の用語に修正する必要はないと考える。

セール・アンド・リースバック取引（基本的な会計処理）

24. 本公開草案における提案を変更しないとする事務局提案に同意する。一方、IFRS 任意適用企業における適用上の影響度やコストが高いことが確認できるのであれば、IFRS 任意適用企業のみを対象として IFRS 第 16 号と同様の会計処理も選択できるように認める案（以下「案 A」という。）を採用することも考えられる。

25. 本公開草案における提案を変更しないとする事務局提案に同意する。一方、IFRS 任意適用企業の適用上のコストを考慮すれば、個別財務諸表のみの簡便法ということを前提に案 A を採用することも考えられる。

26. 注記等により財務諸表の比較可能性が担保されることを前提として、全企業を対象に IFRS 第 16 号と同様の会計処理の選択適用を認める案（案 B）に賛成する。ただし、開示内容については再度検討する必要があると考える。

27. Topic 842 の取扱いは企業にとって分かり易い会計処理であると考えるが、IFRS 任意適用企業における適用上のコストの影響については確認すべきである。

28. Topic 842 の取扱いと整合的であったとしても、IFRS 第 16 号と異なる取扱いを「国際的な比較可能性を大きく損なっているとまでは言えない」とすることには違和感がある。国際的な比較可能性を担保するためには、財務数値を調整できるような数値を注記する必要があると考えられるため、「国際的な比較可能性を大きく損なっているとまでは言えない」との事務局の分析は削除することが望ましいと考える。

以　上